この副業、怪しい？

副業詐欺の見分け方チェックシート

受任事例に共通する勧誘・契約の特徴を、契約前・契約後のチェック項目にまとめました

副業詐欺は、広告の言葉や扱う商材が違っても、**少額の入口から高額な契約へ誘導し、カードの分割払いや借入れで支払わせる**という流れがよく似ています。勧誘を受けている方は「契約前」、すでに支払った方は「契約後」の項目を確認してください。

契約前のチェック　勧誘を受けている段階で確認　全15項目

- ☐ 01　「スマホで簡単」「1日◯分」「コピペするだけ」など、手軽さを強調している
- ☐ 02　「必ず稼げる」「月収◯万円確実」など、収入を断定・保証している
- ☐ 03　「AIが自動で稼ぐ」など、仕組みの説明がないまま収益だけを強調している
- ☐ 04　SNSや動画の広告から、すぐにLINE登録へ誘導された
- ☐ 05　LINE登録の後、電話やZoomでの個別説明に誘導された
- ☐ 06　無料登録や数千円〜2万円程度の教材の後に、「稼ぐには」と高額なプランを勧められた
- ☐ 07　個別説明の場で初めて、数十万円以上の金額を示された
- ☐ 08　「今だけ」「本日中なら割引」など、その場での契約を迫られた
- ☐ 09　「今なら◯万円プレゼント」など、特典で決断を急がされた
- ☐ 10　お金がないと伝えると、クレジットカードの限度額を聞かれたり、分割・リボ払いを勧められたりした
- ☐ 11　消費者金融からの借入れを勧められた、または借入れの手続きを案内された
- ☐ 12　「支払った分はすぐに取り戻せる」「収入から返済できる」と言われた
- ☐ 13　運営会社の所在地・電話番号・特定商取引法に基づく表記が見当たらない
- ☐ 14　契約書面の説明がなく、「規約に同意」のボタンだけで契約させようとする
- ☐ 15　「個人事業主として契約してほしい」と言われた、または事業者の欄にチェックするよう誘導された

当てはまった数　＿＿＿　個

1つでも当てはまる場合は、その場で契約せず、いったん持ち帰って検討しましょう。複数当てはまる場合は、契約を見送り、消費者ホットライン「188」などに相談しましょう。

作成：司法書士法人ライトストーン法務事務所（https://ishida-legal.com/）

啓発活動での二次利用は、出典を明記のうえご自由にどうぞ

契約後のチェック　支払った後に確認　全12項目

- [ ] 01　説明されていた仕事の紹介やサポートが提供されない
- [ ] 02　教材やツールの内容が、広告や説明と大きく違う
- [ ] 03　「さらに稼ぐには上位プランが必要」と、追加の契約を勧められる
- [ ] 04　契約書面（法律で定められた書面）を受け取っていない
- [ ] 05　受け取った書面に、クーリングオフについての記載がない
- [ ] 06　解約を申し出ると「クーリングオフはできない」と言われた
- [ ] 07　「規約で返金不可」「返金できるのは◯円だけ」と言われた
- [ ] 08　「個人事業主としての契約なので対象外」と言われた
- [ ] 09　「支払わないなら訴訟する」「損害賠償を請求する」と言われた
- [ ] 10　担当者と連絡が取りにくくなった、LINEをブロックされた
- [ ] 11　支払い先が業者名と違う（収納代行業者、個人名義の口座など）
- [ ] 12　分割払い・リボ払いや、借入れの返済が続いている

当てはまった数　＿＿＿　個

1つでも当てはまる場合は、やり取りの記録や支払いの記録を保存し、早めに消費生活センターや司法書士・弁護士にご相談ください。クーリングオフには期間の制限があるため、早めの行動が大切です。

当てはまったら、まずやること

✓ LINE・メール・DMのやり取りや、広告・申込画面をスクリーンショットで保存する

✓ クレジットカードの利用明細、振込や借入れの記録を手元に残す

✓ 追加の契約や「返金のための手数料」などの支払いには応じない

✓ ひとりで業者と交渉せず、早めに相談する

※本チェックシートは、当事務所の受任事例に共通する特徴をまとめた目安です。当てはまらない場合でも、被害に遭っていないとは限りません。不安なときは、消費生活センターや司法書士・弁護士にご相談ください。

消費者ホットライン
188
（局番なし）

司法書士法人
ライトストーン法務事務所

司法書士への相談もご検討ください
司法書士法人
ライトストーン法務事務所
TEL 03-6231-3236
平日9:00〜18:00（LINE・メールは24時間）
初回相談無料・着手金無料（事案による）

LINE
LINEで無料相談